

慎重な参議院制度改革を求める意見書

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は参議院選挙区を考えるとき、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見いだすことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請

する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これは各々の憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うことであると考える。

よって、国におかれては次の事項につき特にご留意いただくよう要請する。

1、参議院選挙制度改革に

当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。

2、参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

補助金の適正な執行を 求める決議

9月定例議会における一般会計補正予算中、津野町若者定住促進住宅取得奨励金1件、100万円が企画雑入として処理されている。

この奨励金は、町内に自らが定住する目的で住宅を新築、もしくは増築し、または新築住宅を購入したものにに対し、予算の範囲内で奨励金を交付し本町の定住促進及び子育て世代の支援を目的として地域経済の活性化を図り、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的としているものである。

今般の交付決定の取消し及び返還が交付要綱第12条第1項第4、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき、という理由により生じたことは大変遺憾であり、本奨励金の交付要綱や目的を大きく逸脱しており、非難のそしりを免れない。

また、執行部においては平成24年7月5日奨励金の交付以降、平成26年5月2日の返還に至るまで2年近くを要している点は、交付後の実態把握を怠っていたといわざるを得ず、その責

任は重大である。

今後においては若者定住への取組みを充実させるとともに、交付後の実態把握に努めること、また不正な交付申請に対しては厳しく対処することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成26年9月12日

津野町議会